



第6章

子どもの貧困対策推進計画



第6章 子どもの貧困対策推進計画

基本施策9 子どもの貧困対策の推進

1. 子どもの貧困対策推進計画の背景

日本の将来を担う子どもたちは国の一番の宝です。全ての子どもたちが夢と希望をもって成長し、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り開いていけるようにすることが必要です。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくありません。

平成27年の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は13.9%でした。これは約7人に1人が相対的貧困*状態にあることを示しています。平成24年の16.3%より改善が見られるものの、依然として厳しい状況が続いています。

本市では、平成29年の要保護及び準要保護児童生徒数を見ると434人、全児童生徒数の6.33%と、全国よりは低い結果となっています。また、平成30年4月1日現在の生活保護の受給状況を見ると、18歳未満の児童がいる世帯が32世帯（児童数56人）の内、ひとり親家庭が23世帯で約7割を占めています。

国は、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、令和元年6月には同法の一部改正を行いました。法改正においては、目的として、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。また、基本理念として、子どもの最善の利益*が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることが明記されました。さらには、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されたとともに、子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策（子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会など）の推進体制に関する事項が追加されています。法に基づき定められた「子どもの貧困に関する大綱」では、具体的な基本方針が示されました。

貧困の問題は、単に経済的困窮の問題だけでなく、保護者の病気、就労が不安定、養育の問題、親族等からの孤立など様々な要因を抱えており、子どもの学力不足、不衛生、食生活不全、虐待、不登校等のリスクが高まるなど、様々な悪影響を及ぼすことも考えられます。子どもや親の努力だけでは抜け出すのは難しく深刻化する場合もあることから、早期にシグナルをキャッチし、必要な支援につなぐ必要があります。また、地域福祉計画に基づいた地域共生社会に向けた取組として、一人ひとりが地域とつながり続け、孤立を防ぎ、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止める体制づくりが求められています。

本市では、子どもの貧困対策を重点課題として、貧困撲滅に向けて、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組むため「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、総合的な貧困対策を推進します。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律・大綱」について

法律の目的

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、また、教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望をもつことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

法律の基本理念

- 1 社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として推進する。
- 2 子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況の変化に応じて包括的かつ早期に講じて推進する。
- 3 子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえて推進する。

大綱の分野横断的な基本方針

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

大綱の分野ごとの基本方針

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

本計画は、子どもの貧困に係る現状値や子ども・子育て支援ニーズ調査において子どもの貧困に係る調査結果などにより本市の現状を捉え、策定しています。

本市では、子どもの貧困対策を重点課題として捉え、子どもの貧困対策を推進していくため、子ども・子育て支援プランに子どもの貧困対策推進計画を内包し、策定しました。

今後、国・県の施策の動向や、社会情勢の変化などに応じて、必要に応じて見直しを行い、総合的な貧困対策を推進します。

2. 本市の子どもの貧困に関連する現状

(1) 数字から見る現状

子どもの貧困に関連する現状値は、各種統計調査の実施年月日が異なるため、表中における現状値の基準日は異なるものとなっています。

人口及び世帯数		
総人口	80,754 人	平成 30 年 4 月 1 日現在 資料：市民課
18 歳未満の児童数	13,486 人	
世帯数	30,744 世帯	
18 歳未満の児童のいる世帯数	7,835 世帯	

一人あたりの市町村民所得	3,490 千円	平成 27 年度 資料：栃木県統計課
--------------	----------	-----------------------

生活保護の受給状況		
世帯数	553 世帯	平成 30 年 4 月 1 日現在 資料：社会福祉課
18 歳未満の児童のいる世帯数	32 世帯	
18 歳未満の児童数	56 人	
①就学前児童	11 人	
②小学生	23 人	
③中学生	13 人	
④高校生	7 人	
⑤ ①～④以外	2 人	
うち、ひとり親世帯	23 人	

生活保護受給世帯に属する児童の高校進学状況		
中学 3 年生児童数（平成 29 年度末）	5 人	平成 30 年 5 月 1 日現在 資料：社会福祉課
①高等学校進学者数	4 人	
②就職者数	1 人	
③ ①・②以外	0 人	

児童扶養手当の受給状況		
受給資格者数	615 人	平成 30 年 4 月 1 日現在 資料：こども家庭課
①全部支給	241 人	
②一部支給	312 人	
③全部停止者数	62 人	
対象児童数 ※18 歳以上（年齢延長）は含まず	862 人	
①就学前児童	122 人	
②小学生	300 人	
③中学生	187 人	
④高校生	253 人	
⑤ ①～④以外	0 人	

就学援助の受給状況		
児童生徒数	6,858人	平成29年度 資料：学校教育課
①小学生	4,520人	
②中学生	2,338人	
要保護児童生徒数（実数）	46人	
①小学生	26人	
②中学生	20人	
準要保護児童生徒数（実数）	388人	
①小学生	245人	
②中学生	143人	
就学援助率	6.3%	

就学援助制度の周知状況		
入学時に制度の書類を保護者に配布している学校数	23校	平成30年度 資料：学校教育課
①小学校数	14校	
②中学校数	9校	
進級時に制度の書類を保護者に配布している学校数	23校	
①小学校数	14校	
②中学校数	9校	

就学援助（準要保護）の認定基準		
準要保護世帯認定基準と生活保護基準との比較	1.2倍	平成30年度 資料：学校教育課
認定次期	8月	

学校給食費の滞納状況		
学校給食費を3か月分以上滞納している児童生徒数	171人	平成30年3月31日現在 資料：学校教育課
①小学生	104人	
②中学生	67人	

学校健診で歯科受診勧告を受けた児童生徒の状況		
学校健診（う歯）で歯科受診勧告がなされたが未受診となっている児童生徒数	1,653人	平成30年3月31日現在 資料：学校教育課
①小学生	1,182人	
②中学生	471人	

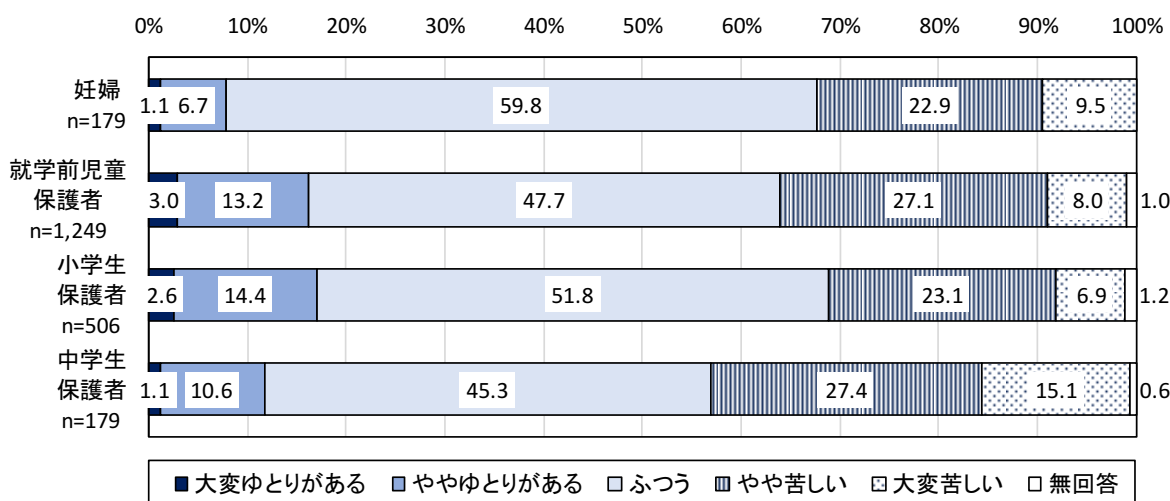
要保護児童対策地域協議会進行管理ケース		
要保護児童数	17人	平成30年4月1日現在 資料：こども家庭課
①就学前児童	2人	
②小学生	5人	
③中学生	4人	
④ ①～③以外	6人	
要支援児童数	33人	
①就学前児童	18人	
②小学生	12人	
③中学生	1人	
④ ①～③以外	2人	

要保護児童のいる家庭の主な虐待要因		
①生活困窮	4件	平成30年4月1日現在 資料：こども家庭課
②ひとり親家庭	5件	
③家庭内の不和	3件	
④保護者の疾病（精神疾患含む）	7件	
⑤ ①～④以外	9件	
養育支援訪問事業訪問ケース		
訪問世帯数（実世帯数）	13世帯	平成29年度 資料：こども家庭課
①生活困窮世帯	4世帯	
②ひとり親家庭	2世帯	
③若年・特定妊娠	1世帯	
④保護者の疾病（精神疾患含む）	3世帯	
⑤ ①～④以外	3世帯	
公営住宅入居状況		
入居戸数（実数）	401戸	平成30年4月1日現在 資料：建設課
18歳未満の児童が入居する戸数	120戸	
スクールソーシャルワーカーの配置状況		0人 平成30年4月1日現在 資料：学校教育課
子どもの学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）の実施状況		
実施か所数	2か所	平成29年度 資料：社会福祉課
利用児童生徒数	32人	
①小学生	0人	
②中学生	32人	
③高校生	0人	
学習支援（その他）の実施状況※地域未来塾、市町単独事業等含む		
実施か所数	0か所	平成29年度 資料：社会福祉課
利用児童生徒数	0人	
①小学生	0人	
②中学生	0人	
③高校生	0人	
貧困等困難を抱える児童の情報共有に関する庁内連携体制		有 平成30年度 資料：栃木県こども政策課

(2) ニーズ調査結果から見る現状

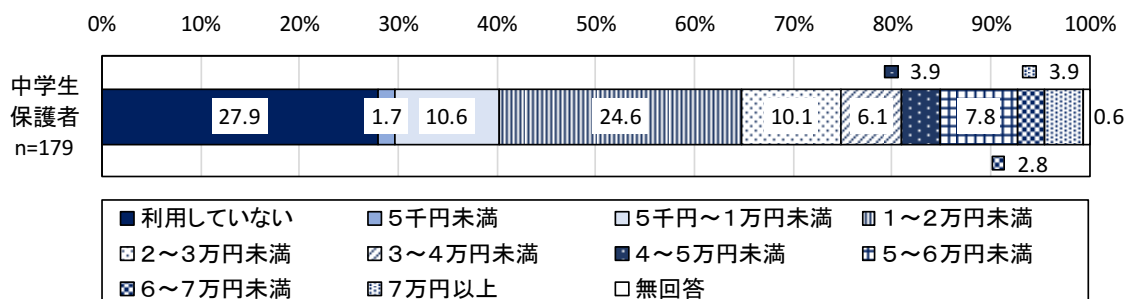
①暮らしの経済的な状況 妊婦／就学前児童保護者／小学生保護者／中学生保護者

『苦しい（「やや苦しい」と「大変苦しい」の合計値）』は、妊婦が32.4%、就学前児童保護者が35.1%、小学生保護者が30.0%、中学生保護者が42.5%と、就学前児童保護者及び中学生保護者で、暮らしの経済的な状況として苦しいと感じている割合が高い傾向が見られます。



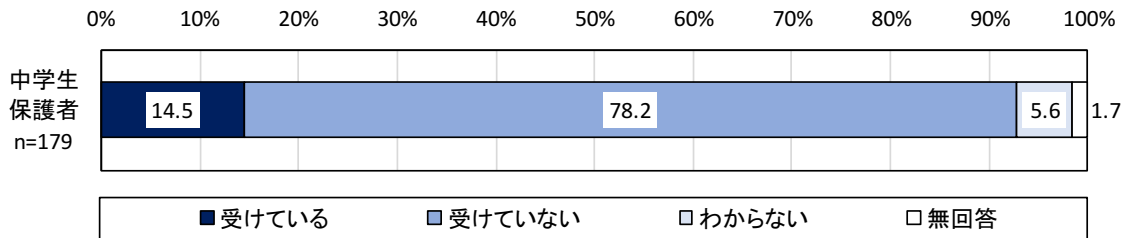
②ここ1か月のうち、学習塾等にかかった費用 中学生保護者

学習塾等を利用している生徒は約7割で、ひとりの子どもに対して、1か月にかかる費用は「1～2万円未満」が24.6%で最も高く、次いで「5千円～1万円未満」が10.6%、「2～3万円未満」が10.1%となっています。



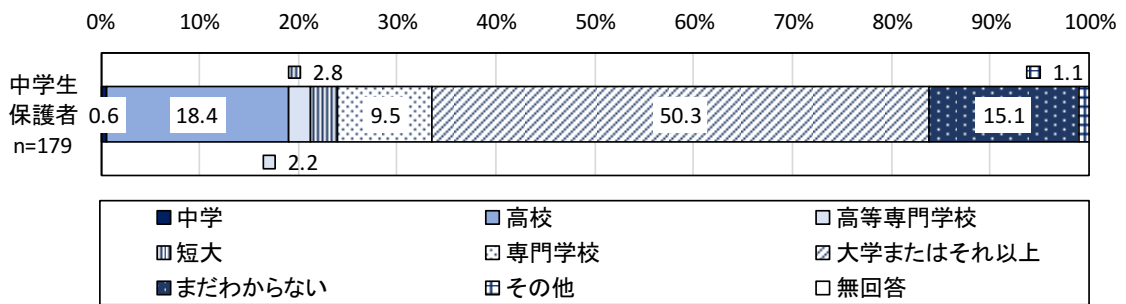
③就学援助の受給状況 中学生保護者

「受けている」が14.5%、「受けていない」が78.2%となっています。



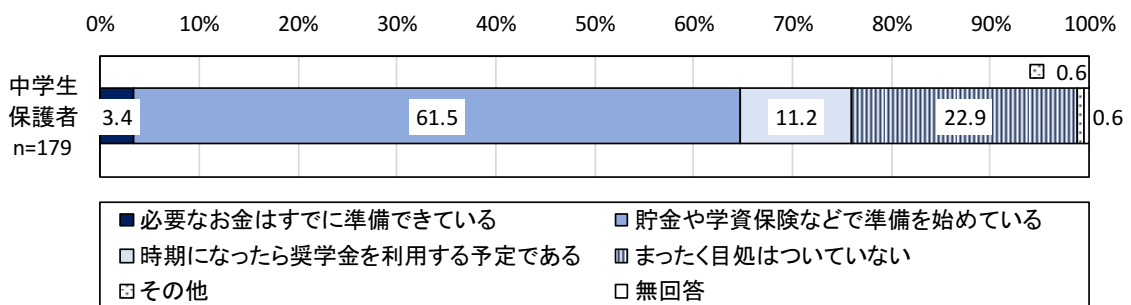
④お子さんに対して希望する教育課程 中学生保護者

「大学またはそれ以上」が50.3%で最も高く、次いで「高校」が18.4%、「まだわからない」が15.1%となっています。



⑤希望する教育課程に向けてのお金の準備状況 中学生保護者

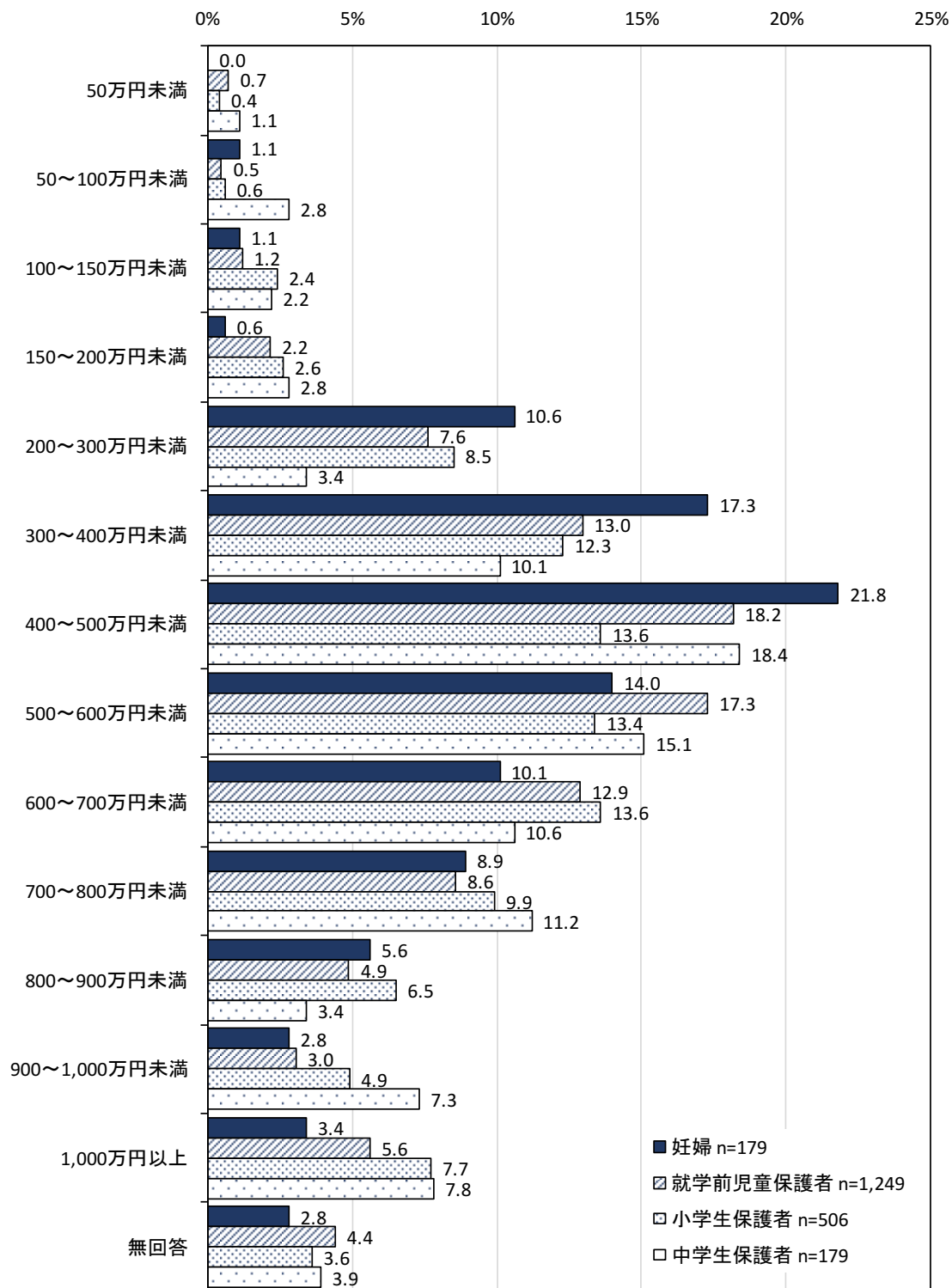
「貯金や学資保険などで準備を始めている」が61.5%で最も高く、次いで「まったく目処はついていない」が22.9%、「時期になったら奨学金を利用する予定である」が11.2%となっています。



⑥全世帯員の前年度の収入合計額（税込）

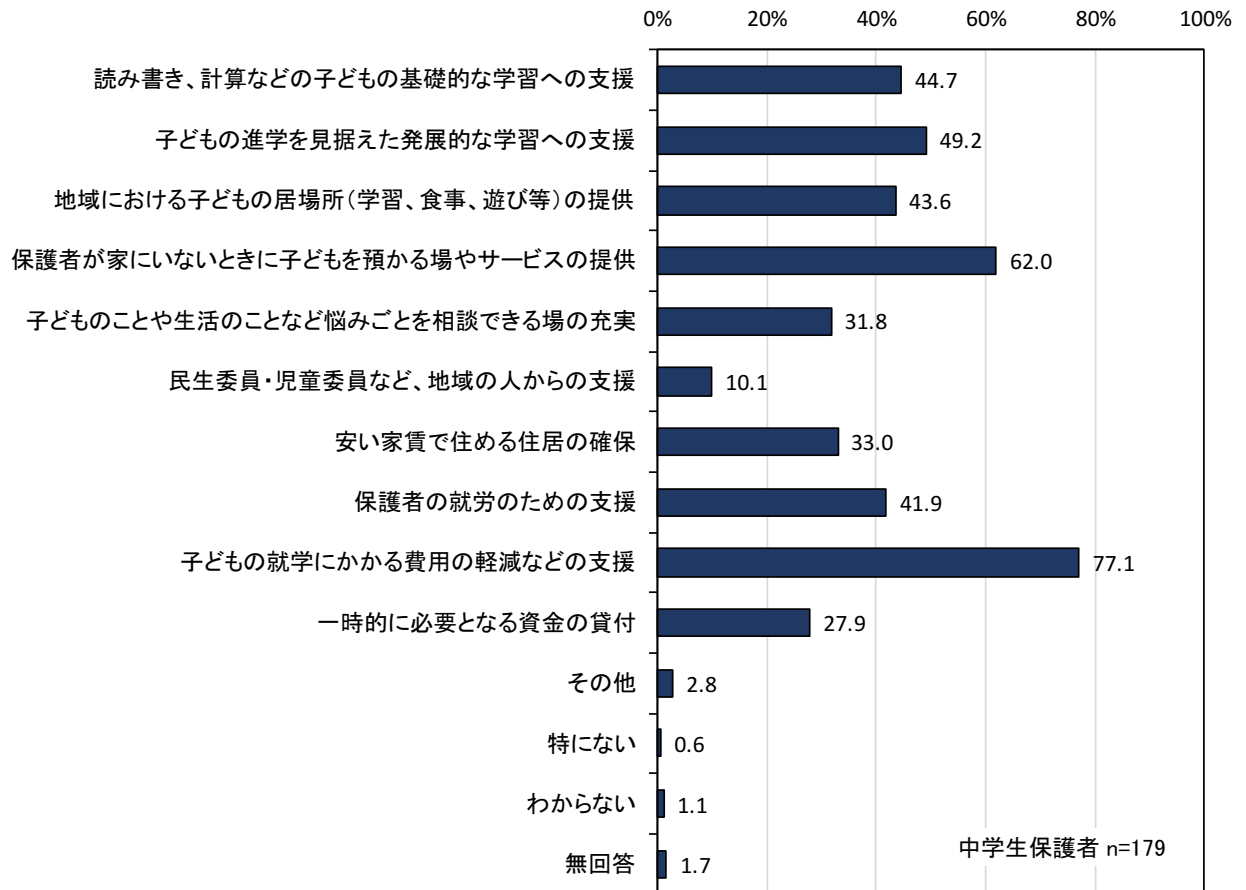
妊婦／就学前児童保護者／小学生保護者／中学生保護者

世帯年収が300万円未満の世帯は、妊婦、就学前児童保護者、小学生保護者、中学生保護者ともに、約1割となっています。なお、本市における一人あたりの平均所得は349万円となっています。



⑦すべての子どもたちが生まれた環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長していける社会の実現に向けて必要だと思う支援 中学生保護者

「子どもの就学にかかる費用の軽減などの支援」が77.1%で最も高く、次いで「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」が62.0%、「子どもの進学を見据えた発展的な学習への支援」が49.2%、「子どもの進学を見据えた発展的な学習への支援」が49.2%となっています。



3. 子どもの貧困対策の方針

(1) 早期発見のための取組の強化

妊娠期から20歳代前半までの各年代に応じて、地域・関係機関と連携し、早期発見に努めます。

(2) 生活の安定に資するための支援の充実

貧困により社会的孤立に陥らないよう、子どもの生活応援事業や保護者の家事・育児支援、緊急時の食料や生活をつなぐための給付等により生活を支援します。

(3) 教育支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、能力、可能性を最大限に伸ばして夢に挑戦できるように学校とともに地域における教育の支援を行います。

(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実

生活困窮者やひとり親家庭の生活の安定が図れるよう、就労相談や資格取得のための給付の充実に努めます。

(5) 経済的支援の充実

経済的負担の軽減を図るため、各種給付や貸付制度を必要な方に迅速に対応できるように周知に努めます。

(6) 支援体制の整備・充実

地域を基盤としたネットワークを構築し、学校、地域、行政が一体となり子どもの貧困対策を推進します。

(1) 早期発見のための取組の強化

貧困の問題は実態が見えにくく、SOSを出すことができずに社会的孤立に陥り、深刻化することがあります。早い段階でシグナルをキャッチし、必要な支援に迅速につなぐことで問題解決を図ることが重要です。そのためには、子どもが生まれる前から貧困状態にある家庭に目を向け、支援の手をさしのべられるよう、関係機関と連携を図りながら早期発見のための施策を講じます。

事業名／事業内容	担当課
<家庭児童相談室>【再掲】	こども家庭課
家庭相談員が子ども（18歳未満）とその家庭における養育環境や経済的困窮、虐待や問題行動等のさまざまな悩みについての相談を受け、関係機関と連携を図りながら支援します。	
<子育て世代包括支援センター特定妊婦の早期発見>	こども家庭課
子育て世代包括支援センターにて、全ての妊婦と面接し、実情を把握します。経済的に困窮している妊婦は特定妊婦として、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期まで、医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら相談の支援をします。	
<保育所（園）入所時の面接・入所後相談>	保育課
保育所（園）入所面接時及び入所後において家庭状況の聞き取りや児童の観察を行い、児童虐待や家庭の貧困問題等を発見した場合は、速やかに、関係各課に通告・相談し問題の解決を図ります。	
<幼稚園での相談>	学校教育課 保育課
幼稚園において家庭状況の聞き取り、児童の観察を行い、児童虐待や家庭の貧困問題等を発見した場合は、速やかに、関係機関に通告・相談し問題の解決を図ります。	
<小・中学校での相談>	学校教育課
学校の児童・生徒の状況により、必要な場合は担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援相談員、心の教室相談員等により面接を行い、貧困問題等を発見した場合は、関係機関と連携を図ります。	
<スクールソーシャルワーカーによる相談>	学校教育課
巡回相談や面談等の相談を行うことにより、見えにくい貧困の問題を発見し、早期に福祉制度につなげ家庭を支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連携を図りながら、家庭を支援します。	

事業名／事業内容	担当課
<p><ひとり親家庭自立支援相談></p> <p>ひとり親家庭の保護者の相談に、母子・父子自立支援員兼婦人相談員が応じ、個々の家庭の実状に応じた自立支援プログラムを策定し自立に向けた支援を行います。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p><地域と連携による早期発見></p> <p>民生委員児童委員、地区社協、自治会等、地域からの支援を要する家庭の連絡により、ソーシャルワーカーや家庭相談員が相談に応じ必要な支援制度につなげます。</p>	<p>学校教育課 こども家庭課</p>



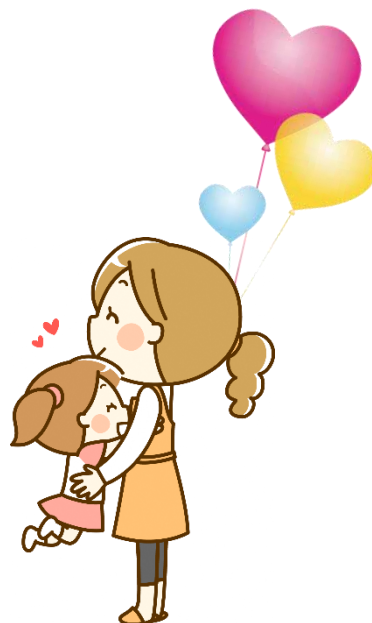
(2) 生活の安定に資するための支援の充実

生活困窮により、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持に影響を及ぼしたり、社会的孤立を深刻化させることのないよう、個々の状況に応じた支援が必要です。

支援を要する子どもを対象とした居場所づくり、望ましい生活習慣や食育の支援、保護者の子育てと就業の両立支援、特にひとり親家庭の日常生活支援や育児支援等に取り組みます。

また、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の食料支援や生活をつなぐための支援の充実を図ります。

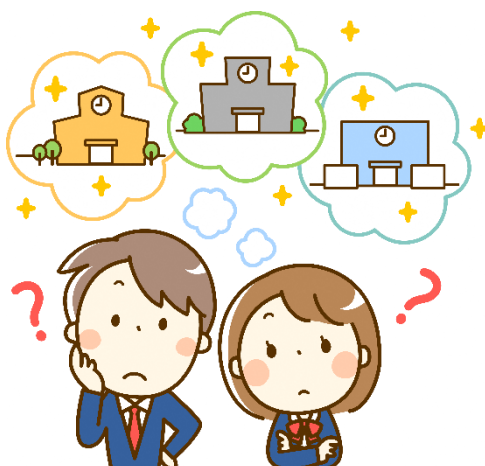
事業名／事業内容	担当課
<生活福祉資金貸付事業> 低所得世帯、障がい者世帯、失業などにより生活が困難な世帯を対象に、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に、栃木県社会福祉協議会が実施主体となり実施する貸付事業です。 真岡市社会福祉協議会では、貸付の窓口、予備審査、償還指導などの事務を行うものですが、貧困世帯や行政など関係機関からの相談に対し適切な助言・指導を行うことで、世帯の自立に向けた支援を行います。	真岡市社会福祉協議会
<社会福祉金庫貸付事業> 緊急かつ一時的に生計維持が困難となった世帯の課題解決に向けた相談を行い、必要に応じて少額の貸付を行います。	真岡市社会福祉協議会
<緊急用食料等給付事業> 低所得者等が、緊急かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなり、生命が脅かされるおそれがある場合、生活再建に向けた支援のため、食料等の現物給付を行います。	真岡市社会福祉協議会



(3) 教育支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的に対策を推進することが求められています。学校教育、生涯学習、福祉、地域の連携による教育の支援、就学の援助、生活困窮者自立支援事業等に取り組みます。

事業名／事業内容	担当課
<生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業>	社会福祉課
子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者双方に必要な支援を行います。	
<就学援助制度>	学校教育課
小・中学校に通学している児童生徒の保護者で経済的に困難な家庭に対して、学校でかかる経費の一部を援助します。	
<奨学金制度>【再掲】	学校教育課
経済的理由により入学・修学が困難な優秀な生徒・学生に学資等を貸与し、広く、有能な人材を育成することを目的として、入学資金・修学資金を無利子で貸付します。	
<就労者定住促進奨学金返還支援事業>【再掲】	学校教育課
奨学金を受けて大学等に進学した方が、卒業後に真岡市に住所を置き、就職した場合、返済された奨学金の一部を補助する事業で、大学卒業後の働く世代が真岡市へ移住・定住することを促進します。	
<スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉の連携調整>	学校教育課
貧困状況にある子どもを、学習支援や就学援助等の支援に円滑につなぎます。	



(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て生活の安定を図るうえで重要です。また、収入面のみならず、家庭でゆとりをもって子どもと接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子に示すことにより子どもが労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義があり、保護者の就労支援の充実が求められています。

生活困窮者やひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活状況や就業への意欲等の個々の状況により、自立に向けた相談や学び直しの支援、仕事と子育ての両立のための支援等により就労支援を推進します。

事業名／事業内容	担当課
<p><生活困窮者の就労支援></p> <p>収入が不安定で家賃や税金を滞納しているなど、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談に応じ、具合的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</p> <p>就労に関する支援としては、ハローワーク*への同行支援や、履歴書の書き方の支援、就労に向けた生活面を整えるための支援などを行います。</p>	真岡市社会福祉協議会
<p><ひとり親家庭の就労支援></p> <p>ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、生活状況や就業への意欲等の状況を把握した上で、自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業の紹介やハローワークと連携し就労支援を行います。</p>	こども家庭課
<p><高等職業訓練促進給付金等事業>【再掲】</p> <p>就職に結びつきやすい各種資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）を取得するための養成機関に修学する市内在住のひとり親家庭の母及び父に対し、修学期間中における生活費の負担軽減を図る為、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、終了後には終了支援給付金を支給します。</p>	こども家庭課
<p><母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業>【再掲】</p> <p>ひとり親家庭の母及び父の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等の就業に結びつく可能性の高い講座を受講した場合に、対象者が受講の為に支払った費用の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。</p>	こども家庭課

(5) 経済的支援の充実

子どもの貧困対策を進めるにあたり、経済的支援に関する施策は、家庭の生活を下支えするものとして大変重要です。

経済的支援が必要な家庭に、生活保護や各種手当の支給などをその他の支援と組み合わせ、円滑に提供できるよう努めます。

事業名／事業内容	担当課
<p><児童扶養手当>【再掲】</p> <p>父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が心身ともに健やかに育成されることを目的に支給します。</p>	こども家庭課
<p><ひとり親家庭医療費の助成>【再掲】</p> <p>18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭の親と子に対し、保険診療分の医療費を一部助成します。</p>	こども家庭課
<p><母子・父子・寡婦福祉資金貸付(県)>【再掲】</p> <p>平成26年10月から法改正により、父子家庭も対象となり、ひとり親家庭の経済的自立とその扶養する子の福祉の増進を図るため、修学資金等の各種資金を貸付します。</p> <p>申請については市が窓口となります。</p>	こども家庭課
<p><ファミリー・サポート・センター利用料助成>【再掲】</p> <p>ファミリー・サポート・センターに登録し、相互援助活動を利用した場合(同一世帯の子どもを複数預かる場合は、2人目から半額)に、その利用料1時間あたり200円(利用料が半額の場合は100円)を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、育児と仕事の両立を支援します。</p>	こども家庭課
<p><生活保護></p> <p>経済的支援の必要な困窮世帯に対して、生活保護制度による経済的支援をすることにより、子どもの健全育成と生活基盤の確保を支援します。</p>	社会福祉課
<p><多子世帯への支援></p> <p>多子世帯を対象とした支援の充実を図り、経済的負担等の軽減に取り組みます。</p>	関係各課
<p><助産制度></p> <p>保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦への支援を検討します。</p>	こども家庭課

(6) 支援体制の整備・充実

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、地域や関係機関と連携し、協力を得ながら、地域の実状に即した施策に取り組むことが重要です。

そのため、地域を基盤としたネットワークを構築し、地域、学校、行政が一体となり子どもの貧困対策を推進します。

事業名／事業内容	担当課
<貧困等困難を抱える児童の情報共有に関する庁内連携体制の整備>	関係各課
貧困等困難を抱える児童に対し、関係部署が連携しながら、課題の解決に向けた対応を行います。	
<子ども家庭総合支援拠点の整備>【再掲】	こども家庭課
子どもとその家庭及び妊産婦等からのさまざまな相談に対応し、関係機関と連携し社会資源を有機的に繋いで継続的なサポートを行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。	
<スクールソーシャルワーカーによる相談支援>	学校教育課
学校訪問や保護者等との面談を定期的に行い、見えにくい貧困の問題の早期発見に努め、学校と福祉関係機関との連携のもと、福祉制度につなげるなど、必要な支援を図ります。	
<要保護児童対策地域協議会>【再掲】	こども家庭課
貧困状況にある家庭は、経済的な問題だけでなく様々な問題が絡み合うことも多いため、関係機関とのネットワークを強化し対応することが必要です。要保護児童対策地域協議会を活用し、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等への適切な保護又は支援を図ります。	
<こども食堂参入者への連携支援>【再掲】	真岡市社会福祉協議会
ひとりで過ごすことが多い子どもの居場所、学校の勉強についていけない子どものための学習支援の場、歯磨きなどの習慣がない子どもたちに歯磨きの習慣を伝える場など、食をとおした子どもの居場所を提供する様々な支援者と連携し、支援します。	
<フードバンク参入者への連携支援>【再掲】	真岡市社会福祉協議会
賞味期限内で十分に食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を寄贈してもらい、食に困っている人や福祉施設等に無償で提供する様々な支援者と連携し、支援します。	

